

社会教育および学校教育事業等の共催・後援に関する要綱

第1条 函館市教育委員会（以下「委員会」という）が、教育行政推進のため、社会教育および学校教育関係団体等の行う事業または行事につき共催または後援をする場合は、この要綱の定めるところによる。

第2条 委員会が共催または後援をする対象となる団体は、次に掲げるとおりとする。ただし、政治的活動を行う団体および宗教的活動を行う団体を除く。

- (1) 官公署
- (2) 公共的性格を有する団体
- (3) 芸術・芸能・文化活動を行う団体
- (4) 体育・スポーツ・レクリエーション活動を行う団体
- (5) 前2号に掲げるもののほか、社会教育活動を行う団体または学校教育に関連する団体
- (6) その他教育長が特に認める団体

第3条 委員会が共催または後援をする対象となる事業・行事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事業・行事で公益性があり、保健衛生および災害防止について必要な措置が講じられているものとする。ただし、政治的活動もしくは宗教的活動を目的とし、または営利を目的とすると認められるものを除く。

- (1) 共催をする場合、次に掲げる事業・行事
 - ア 市が主催または共催をする事業・行事
 - イ 社会教育および学校教育の推進のために必要な事業・行事であって、その事業・行事の性質上、委員会が共催の依頼があった団体と共同で行うことが不可欠であるもの
 - ウ その他教育長が特に認める事業・行事
- (2) 後援をする場合、次に掲げる事業・行事
 - ア 芸術・芸能・文化の普及または振興を目的とする事業・行事
 - イ 体育・スポーツ・レクリエーションの普及または振興を目的とする事業・行事
 - ウ アおよびイに掲げるもののほか、社会教育の普及・振興および学

校教育の推進に資することを目的とする事業・行事
エ その他教育長が特に認める事業・行事

第4条 委員会が共催または後援をする事業・行事についての取扱いは、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 共催するときは、当該事業・行事執行のための企画、立案に参画し、共催の他団体とともに責任主体となる。
- (2) 後援するときは、当該事業・行事の内容によって、広報等の便宜を図る。

第5条 委員会の共催・後援を得ようとする者は、事業・行事内容を記載した依頼書および計画書、その他委員会が必要とする書類を提出するものとする。なお、共催・後援を得ようとする者が営利を目的とする団体の場合、または、事業・行事の実施にあたり、入場料等を徴収する場合は、当該事業・行事の収支予算書を提出するものとする。

2 共催・後援の決定にあたっては、提出された書類を審査し、教育長が決定する。なお、特に次の点について指導するものとする。

- (1) 依頼書の提出を受けたのち、記載事項に変更を生じた場合は、すみやかにその旨を委員会に報告すること。
- (2) 前号に規定する変更の届出を怠ったときは、委員会が表示した承認は無効となること。

第6条 この要綱に定めるもののほか、特別な事項については教育長がその都度決定する。

附 則

この要綱は、昭和38年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する